

国民健康保険からのお知らせ

国保には様々な
給付があります!



医療機関にて 入院したとき 出産したときなど

国民健康保険に加入している方は、様々な給付が受けられます。今回は、その給付の種類や、どんな場合に給付が受けられるのかをご紹介します。

各給付の申請方法

国民健康保険課給付係窓口へ必要書類をご持参の上、申請してください。申請書類は、市ホームページにてご確認ください。国民健康保険課給付係へお問い合わせください。

全額支払った医療費などの一部を払い戻し(療養費)

医療費などを医療機関の窓口で、一旦全額支払った場合、申請すると支払った費用の一部が払い戻されます。なお、医療費等を全額支払った日の翌日から2年を過ぎると申請できませんので、早めに申請しましょう。払い戻しができるのは次のような場合です。

- ① 払い戻しができるケース
- ② 医師が必要と認められた治療用

① 器具を購入した場合(同一の器具を耐用年数内で購入した場合や、日常生活上の補装具は払い戻し対象外)

② あんま、はり、灸、マッサージの施術を医師同意を得て受けた場合

③ 柔道整復師による施術を受けた場合

④ 輸血をしたときの生血代(医師が必要と認められた場合のみ支給)

⑤ 海外渡航中に医療を受けた場合

注意
柔道整復師(接骨院または整骨院)での施術については、接骨院や整骨院での柔道整復師による施術では、健康保険が適用される場合とそうでない場合がありますので、ご注意ください。

⑥ 外傷によって生じた骨折、不全骨折(ひび)、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれなど

⑦ 骨折、不全骨折、脱臼の場合、柔道整復の施術を受ける前に、医師から施術を受けることの同意を文書か口頭で得ている(応急手当の場合は除くが、その後の施術は同意が必要)

⑧ 健康保険が使えないケース

⑨ 疲労による肩こり、筋肉痛など

⑩ 加齢による腰痛、五十肩など

⑪ 医師の同意のない(不全)骨折、脱臼の治療(応急手当を除く)

⑫ 関節リウマチなど内科的病気が原因のもの

⑬ 施術目的以外の「ついで」の受療

⑭ 過去の骨折や捻挫が数年経って自然に痛みだしたもの

⑮ 椎間板ヘルニアなど、医師が治療するべきもの

⑯ 医師の同意なく、同一の部位の治療で医師と柔道整復にかかっている場合

⑰ 症状の改善がみられないのに漫然と施術が行われている場合

⑱ 柔道整復師に認められている以外の整体術

⑲ 外傷による骨折などでも、勤務中、通勤途中に起きたものは不適用(労災保険の適用となるため)

⑳ 柔道整復師に認められている以外の整体術

入院時の食事療養費の差額を支給(標準負担額差額支給)

やむを得ない理由で入院先へ「標準負担額減額認定証」を提示できず、一般の食事代負担額を支払った場合は、申請すると食事代の差額分が支給されます(標準負担額減額認定証は、国民健康保険課窓口で発行)。

葬祭費の支給

国民健康保険に加入している被保険者が亡くなったとき、申請するとその者の葬祭を行った者(喪主)に対し、葬祭費として3万円支給されます。

出産育児一時金の支給

国民健康保険に加入している被保険者が出産したとき、申請すると出産育児一時金が支給されます。また、妊娠85日以上であれば流産・死産の場合でも支給されます。しかし、国民健康保険に加入する前に入っていた職場の健康保険などから支給がある場合は、支給されませんのでご注意ください。

また、支払方法には「直接支払制度」を利用することができます。「直接支払制度」は、出産の際に国民健康保険から

直接医療機関へ出産育児一時金が支払われるものです。この制度を利用すると、医療機関では、出産育児一時金を超えた分のみ支払いになり、出産にまつたお金を用意する必要がありません。

支給要件

- ① 出生日時点で浦添市国民健康保険の加入者である
- ② 以前勤めていた職場の健康保険などから出産育児一時金の支給を受けていない

※出産した方が職場の健康保険などに一年以上「本人」で加入しており、その資格喪失後、国民健康保険に加入して6か月未満の出産であれば、以前加入していた保険者より出産育児一時金が支給されます。

直接支払制度の利用方法

医療機関に保険証を提示して申し出てください。

※直接支払制度を利用し差額が発生する場合、または直接支払制度を利用しない場合は申請が必要となります。



問い合わせ・申請先
国民健康保険課 給付係
☎ 876-11234
(内線37133~3715)

国保税の納期限、口座振替制度のご案内



国保税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

平成24年度 納期限

平成24年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります。浦添市では、12か月分の国保税を年間8回(7月~翌年2月)に分けて納めていただきます。今年度の納付期限は下の表のとおりです。

※納期限は原則各月末日が納付期限となっております。ただし、その月末が土日・祝日に当たる場合は、その翌日が納期限となります。

※年度途中に国保加入・喪失があったり、届出が遅れたりした場合は、納期の回数が変わる場合があります。

納めて安心 国保税

安心して医療が受けられるよう、国保税を期限内に納めましょう。

平成24年度 国保税の納期限 (表1)

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納付期限	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日

国保税の納付は口座振替が便利です!

口座振替制度とは、納期ごとに金融機関などの窓口に向いて納付する代わりに、ご指定の預貯金口座から国民健康保険税を自動引落しする制度です。仕事で忙しい方や納期の度に銀行まで足を運ぶことが大変な方は、「納め忘れ」のない口座振替をお勧めします。

口座振替で納付されている方には、12月中旬頃に口座振込済通知書(申告用)を無料で送付します。各納期毎の振替確認は、通帳への記載をご確認ください。

申込みに必要なもの

- ① 納税通知書
- ② 預金通帳
- ③ 通帳届出印
- ④ 口座振替依頼書(金融機関窓口にあります)

申込方法

口座のある下記の金融機関窓口へお申込みください。一度申込みをすると、毎年継続して振替納税されます。既に口座振替申込みが済んでいる方は、国民健康保険税納税通知書1ページ右上に「口座振替手続済」と印字を

問い合わせ
国民健康保険課 国保税第1・2係
☎ 876-11234
(内線37173~3726)

申込みができる金融機関
沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農業協同組合、沖縄県労働金庫、「ザ信用金庫、ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行に備え付けの依頼書を提出します) 口座振替の注意点

- ・お申込から振替開始まで1~2か月程かかります。
- ・口座残高が不足すると振替ができません。残高不足のために振替できなかった場合、再振替制度は行っておりませんのでご注意ください。
- ・1期から8期以外の随時の納期分は、口座振替できません。
- ・納税義務者の変更や後期高齢者医療制度への変更がある場合、再度口座振替の手続が必要となります。
- ・国保の資格を喪失した場合は、指定の金融機関で口座の廃止届を行ってください。